

自然公園法等関係規定

1 自然公園法における都道府県立自然公園に関する協議規定  
(協議等)

第79条 都道府県は、都道府県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

2 関連通知と協議を必要とする国の関係地方行政機関  
別添のとおり

3 山形県立自然公園条例における関係規定  
(指定)

第5条 県立公園は、知事が関係市町村及び山形県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 知事は、県立公園を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 県立公園の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第6条 知事は、県立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聞かなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、県立公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(公園計画の決定)

第7条 公園計画は、知事が関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

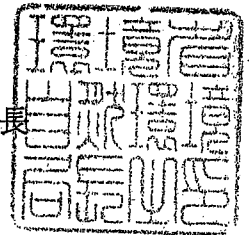


環自国発第1305175号

平成25年 5月17日

各都道府県知事 殿

環境省自然環境局長



「都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について」  
の一部改正について

今般、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行を踏まえ、「都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について」（平成13年4月27日付け環自国第194号環境省自然環境局長通知）の一部を改正し、別添のとおりとしたので、自然公園法（昭和32年法律第161号）第80条第1項及び第2項の規定に基づき、通知する。

## 「都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について」

## 1 都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について

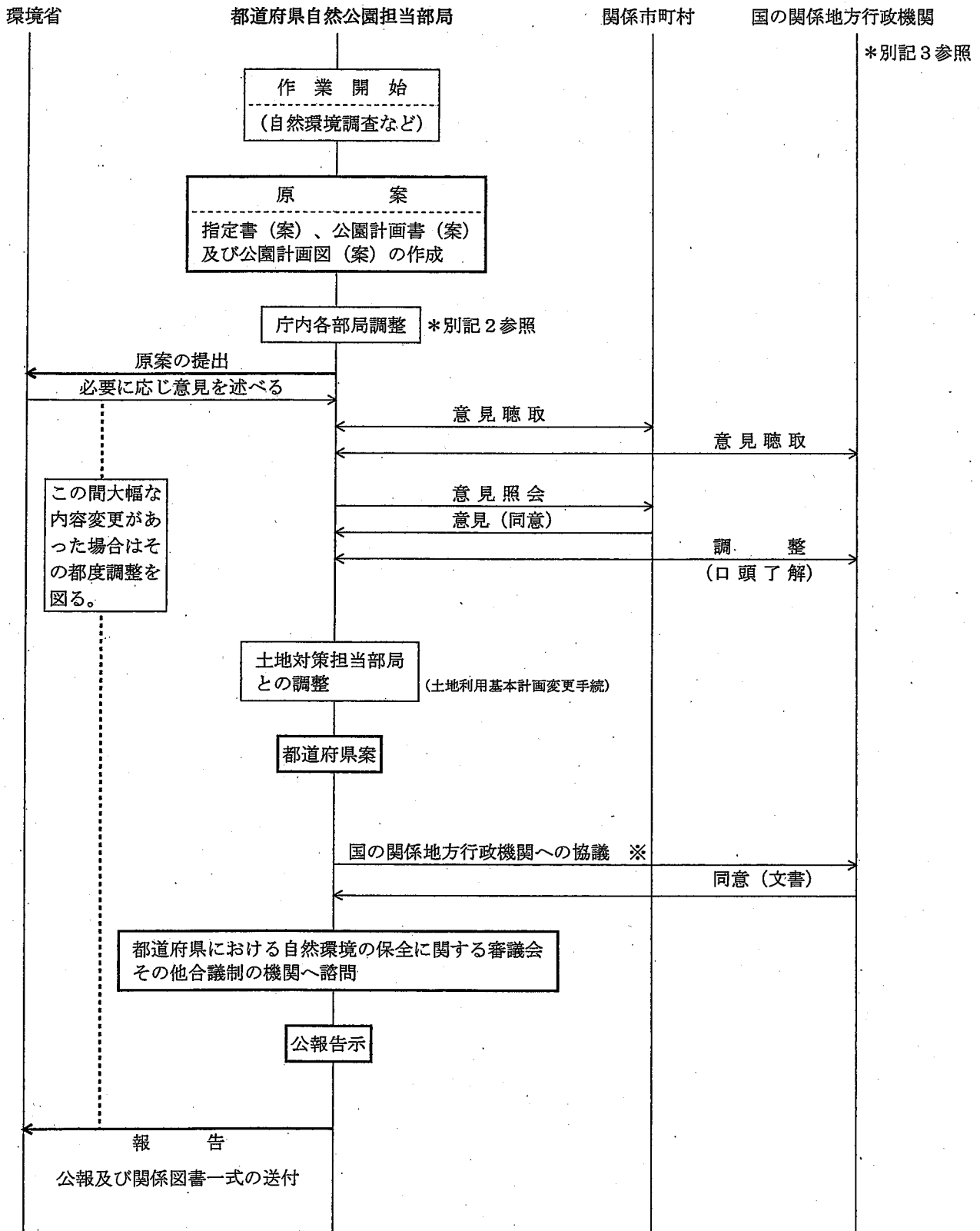
- (1) 都道府県立自然公園（以下「県立公園」という。）の指定及び公園計画の作成に当たっては、「国立公園の公園計画作成要領等について」（平成25年5月17日付け環自国発第1305173号環境省自然環境局長通知）を参考に、各都道府県ごとに要領を定め実施することが望ましいこと。
- (2) 県立公園の指定に当たっては、公園計画も同時に定め、併せて特別地域を指定することが望ましいこと。
- (3) 特別地域に係る規制計画は、第1種特別地域、第2種特別地域及び第3種特別地域に区分して定めることが望ましいこと。
- (4) 特別地域内に、立入規制区域又は乗入れ規制区域を指定するに当たっては、公園計画に位置づけて行うことが望ましいこと。
- (5) 利用のための事業計画は、公園区域全域にわたり一体的に定めることが望ましいこと。
- (6) 整合性のある公園計画の下で適切な公園管理を行うことができるよう、公園計画は定期的に総点検することが望ましいこと。
- (7) 県立公園の指定に係る手続は、別記1の「都道府県立自然公園の指定に関する手順（標準例）」を参考とされたいこと。
- (8) 県立公園の指定等に当たっては、別記3により国に関係地方行政機関の長と十分に調整を図ることが望ましいこと。  
なお、特別地域及び利用調整地区の指定又はその区域の拡張に当たっては、自然公園法第79条第1項の規定に基づき、国に関係地方行政機関の長に協議することとされているので、別記3により協議すること。

## 2 環境省への報告について

- (1) 都道府県は、県立公園の指定又は特別地域に係る規制計画の決定若しくは変更をしようとする場合には、事前に当職に原案を提出願いたいこと。  
この場合、指定書（案）、公園計画書（案）及び公園計画図（案）を各一部添付願いたいこと。
- (2) 都道府県は、県立公園の指定若しくは解除、公園区域の変更又は公園計画の決定、変更若しくは廃止をしたときは、当職に報告願いたいこと。  
この場合、都道府県公報の写し、指定書、公園計画書及び公園計画図各一部を添付願いたいこと。

(別記1)

都道府県立自然公園の指定に関する手順 (標準例)



※ 乗入れ規制区域を指定する場合は、国の関係地方行政機関協議の段階で、環境省を通じて防衛省に協議するものとする。

(別記2)

都道府県庁内関係部局一覧

- 1 林 務 (民有林に係る場合)
- 2 農 務 (農地に係る場合)
- 3 水 産 (陸水域、海域、漁港に係る場合)
- 4 土 木 (道路、河川、海岸、港湾、都市計画に係る場合)
- 5 土地対策 (区域の指定、変更、解除に係る場合)

各案件の協議を要する関係行政機関の一覧

要協議案件		公園計画関連事項										備 考		
関係省庁	地方行政機関	公園区域、公園計画及び公園計画に基づく事項	公園指定又は区域の拡張	除は公園の増設(変更を除く)	特別区域の指定又は区域の拡張	定利用又は区域の拡張	定集又は区域の拡張	指定区域の指定	指定区域の指定	指定区域の指定	指定区域の指定		指定区域の指定	指定区域の指定
内閣府	沖縄総合事務局		○	○	○	○	○							沖縄県の場合に限る。
財務省	財務局		○	○	○	○	○							財務省所管国有地に係る場合に限る。
文部科学省	都道府県教育委員会		○※1	○※1	○※1	○※2	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※2	○※2	※1は、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物又は文部科学省所管国有財産に係る場合に限る。 ※2は、※1又は埋蔵文化財が含まれる場合に限る。
農林水産省	地方農政局		○	○	○	○	○							北海道の場合を除く(但し、土地利用基本計画の変更を伴う場合は、環境省を通じて農林水産省農村振興局と協議する。)。地区の指定又は区域の拡張については農林水産省所管国有地に係る場合に限る。
経済産業省	森林管理局		○	○	○	○	○							国有林に係る場合に限る。
国土交通省	経済産業局 地方整備局		○	○	○	○	○							北海道の場合を除く。
	北海道開発局		○	○	○	○	○							北海道の場合に限る。
	地方運輸局		○	○	○	○	○							
防衛省	管区海上保安本部 防衛局		○	○	○	○	○							海面に接する公園の場合に限る。 環境省を通じて協議する。

備考

- (1) この表において、要協議案件の欄ごとに○印が付されている関係行政機関の長と協議を行うこととする。
- (2) 公園計画のうち、保護又は利用のための施設計画の決定又は変更については、関係省庁が当該施設を所管・監督する場合(例えば道路法に基づく道路→国土交通省(地方整備局)、道路運送法に基づく一般自動車道→国土交通省(地方運輸局)、又は当該施設を設けようとする土地を所有する場合に限って協議するものとする)。
- ただし、これ以外の場合であっても、当該施設が文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物に係る場合にあつては文化庁(都道府県教育委員会)に対して、当該施設が動物繁殖施設である場合にあつては農林水産省(地方農政局、森林管理局)に対して協議するものとする。
- (\*1) 離島振興対策実施地域、奄美群島及び小笠原諸島において指定するもの。
- (\*2) 河川区域又は海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域と重複又は隣接する場合であつて、当該区域の河川管理者又は海岸管理者が国土交通大臣であるもの。